

## 「首長の多選問題に関する調査研究会」の発足

総務省では、「首長の多選問題に関する調査研究会」を発足し、首長の多選問題について幅広く調査研究を行うこととしました。

### 1 趣旨

地方公共団体の首長の多選問題については、最近、国会や各党において、多選制限の法制化の是非を含めた様々な議論が行われています。

こうした中、総務省としても、選挙制度及び地方自治制度を所管する立場から、首長の多選問題に関して幅広く調査研究を行うため、「首長の多選問題に関する調査研究会」を発足し検討を行うこととします。

### 2 調査研究事項

- ・ 憲法上の論点
- ・ 多選の制限に関する考え方
- ・ 多選を制限することとした場合におけるその内容 等

### 3 構成等

別添の開催要領に基づき開催します。

### 4 研究会スケジュール

半年程度の調査研究の後、その結果をとりまとめ、公表します。

(連絡先)  
総務省自治行政局選挙部選挙課  
担当：笠置課長補佐、長岡  
電話：03-5253-5568 (直通)  
FAX：03-5253-5569

## 首長の多選問題に関する調査研究会開催要領

### (目的)

第1 首長の多選問題に関する調査研究会(以下「研究会」という。)は、首長の多選問題について幅広く調査研究することを目的とする。

### (任務)

第2 研究会は、首長の多選問題に関して、憲法上の論点、多選の制限に関する考え方、多選を制限することとした場合におけるその内容等について、調査研究するものとする。

### (構成)

第3 研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。

### (座長)

第4 研究会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

### (議事)

第5 研究会の会議は、座長が必要と認めたときに、随時、開催する。

### (庶務)

第6 研究会の庶務は、総務省自治行政局選挙部選挙課において処理する。

### (補則)

第7 この要領に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

## 「首長の多選問題に関する調査研究会」メンバー名簿

岩崎美紀子(筑波大学大学院人文社会科学研究所教授) (比較政治学)

金井利之(東京大学大学院法学政治学研究科教授) (行政学)

斎藤 誠(東京大学大学院法学政治学研究科教授) (行政法)

高橋和之(明治大学法科大学院教授) (憲法)

只野雅人(一橋大学大学院法学研究科教授) (憲法)

横道清孝(政策研究大学院大学教授) (地方自治論)